

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象となりません。また、銀行で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではなく、クーリングオフの対象にもなりません。
- 投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではなく、市場環境により変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は手数料などをお客さまにご負担いただきます。ご購入にあたっては、各商品の目論見書、投資信託説明書(交付目論見書)補完書面を十分ご確認ください。

NISA・ジュニアNISAの注意点

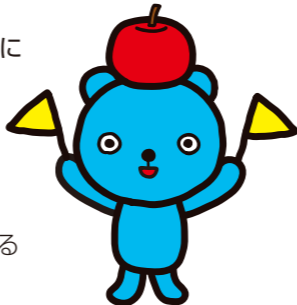
- NISA口座は金融機関等を変更した場合を除き、同一年においてすべての金融機関を通じてお一人さま一口座です。
- ジュニアNISA口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま一口座です。口座開設後の金融機関の変更ができません(廃止後の再開設は可能です)。
- 子どもが18歳(注1)になるまで原則としてジュニアNISA口座からの払出しはできません。18歳になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。(注2)
(注1)3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)払出しが可能になります。
(注2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です(ジュニアNISA口座を廃止することになります)。
- ジュニアNISA口座からの払出しは、口座開設者又は法定代理人に限り行うことができます。
- ジュニアNISAの口座開設者は子どもであり、祖父母や親権者等が贈与した資金は子どもに帰属します。
- 年間の非課税投資枠はNISA口座もしくはジュニアNISA口座で一度売却すると、その非課税投資枠の再利用ができません。
- NISA口座もしくはジュニアNISA口座での損失は税務上ないものとされます。
- NISA口座もしくはジュニアNISA口座と他の口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 平成35年12月末で当制度が終了した場合においても、20歳に到達するまでは、ジュニアNISA口座を利用することができます(平成28年1月1日時点で12歳以下である方が対象となります)。
- 投資信託における分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税のため、制度上メリットを享受できません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

つみたてNISAの注意点

- つみたてNISAは金融機関等を変更した場合を除き、同一年においてすべての金融機関を通じてお一人さま一口座です。また、金融機関を変更しようとする年分の非課税枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- つみたてNISAと一般NISAとは一年毎の選択制となり同年に併用はできません。
- 非課税投資枠は年間40万円であり、一度売却するとその非課税枠の再利用ができません。
- つみたてNISAでの損失は税務上ないものとされます。
- つみたてNISAと他の口座との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 非課税期間終了時、つみたてNISA口座より払出しされた場合、取得価格は払出日における時価となります。再度異なる非課税投資枠に移管することはできません。
- つみたてNISAに係る契約(累積投資契約)により買付された投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知いたします。
- 基準経過日(つみたてNISA(累計投資勘定)を設けた日から10年を経過した日、および以後5年を経過した日ごと)におけるつみたてNISA口座開設者の氏名・住所を確認させていただきます。定められた確認期間内に確認ができない場合は、つみたてNISA(累積投資勘定)での買付ができなくなります。
- つみたてNISAは、積立契約(累積投資契約)に基づき定期的かつ継続的な方法により買付が行われることとなります。

くわしくは、表面のフリーダイヤルもしくは当行本支店窓口におたずねください。

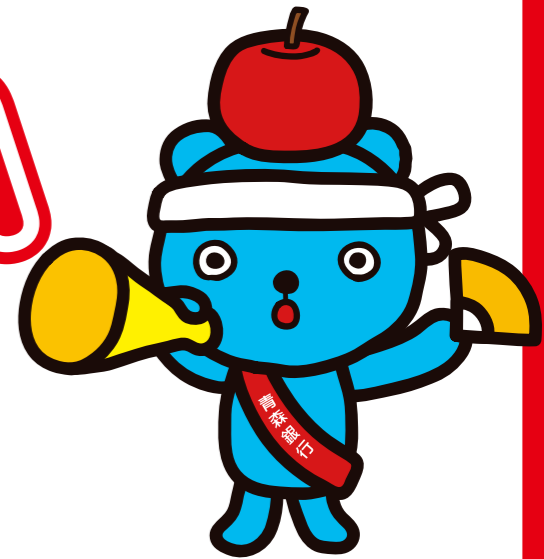
記載内容は平成29年4月30日現在の税制・関係法令などに基づき記載をしております。今後、税務の取扱いなどが変わる場合もございますので、記載の内容・数値などは将来にわたって保証されるものではありません。



〈あおぎん〉

つみたてNISA

ご利用応援 キャンペーン



キャンペーン期間:平成29年10月23日(月)～平成30年3月30日(金)

期間中、「つみたてNISA」口座を開設・利用し、「つみたてNISA」ファンドによる積立契約をしていただいたお客さまに抽選でQUOカードをプレゼント!

対象取引 **青森銀行で「つみたてNISA」口座開設** + 「つみたてNISA」対象ファンド月額3,000円以上お申込

プレゼント **抽選で23名様にQUOカードプレゼント!**

NISA賞 **23名** **QUOカード 2,000円分**

キャンペーンに関するご留意事項 ●「つみたてNISA口座」を開設し、キャンペーン期間中に「積立投信サービス(定時定額購入サービス)」を利用して「つみたてNISA」対象ファンドを月額3,000円以上お申込いただいた個人のお客さま(個人事業主を含みます)が対象となります。なお、ご購入に際しては「つみたてNISA口座」をご利用いただけます。●「つみたてNISA」をご利用される場合は、事前に「つみたてNISA」の口座開設を店頭で行っていただく必要があります(口座開設には一定の期間を要します。詳しく店頭にてご確認ください)。●平成30年3月30日(金)までに「つみたてNISA」口座を利用した「積立投信サービス(定時定額購入サービス)」のご契約を解約された場合は抽選対象外とさせていただきます。また、平成30年1月～5月までに対象となるご購入実績がない場合も抽選対象外となりますので、予めご了承ください。●「つみたてNISA」対象ファンドのご購入手続きは、平成29年11月6日より店頭での受付を開始し、平成30年1月よりインターネットでの受付を開始いたします(店頭、インターネット、いずれも本キャンペーンの対象となります)。取扱店舗は全店(ローンプラザ・派出所を除く)となります。

抽選に関するご留意事項 ※キャンペーン期間中に対象となるお取引先を行っていただいたお客さまが自動で抽選の対象となります。抽選権はお1人さま1口です。当行所定の方法で厳正に抽選いたします。※抽選予定日:平成30年6月中旬※当選連絡:商品の発送をもってかえさせていただきます。商品の発送は平成30年7月上旬を予定しております。当選されたお客さまのご登録住所に発送いたします。お届け先のご指定はできませんので、予めご了承ください。

詳しくは〈あおぎん〉窓口またはフリーダイヤルへどうぞ

商号等/株式会社青森銀行 登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号 加入協会/日本証券業協会

Personal Main Bank AOGIN

0120-378689 受付時間/9:00～17:00(土・日・祝日を除きます)

<http://www.a-bank.jp/>

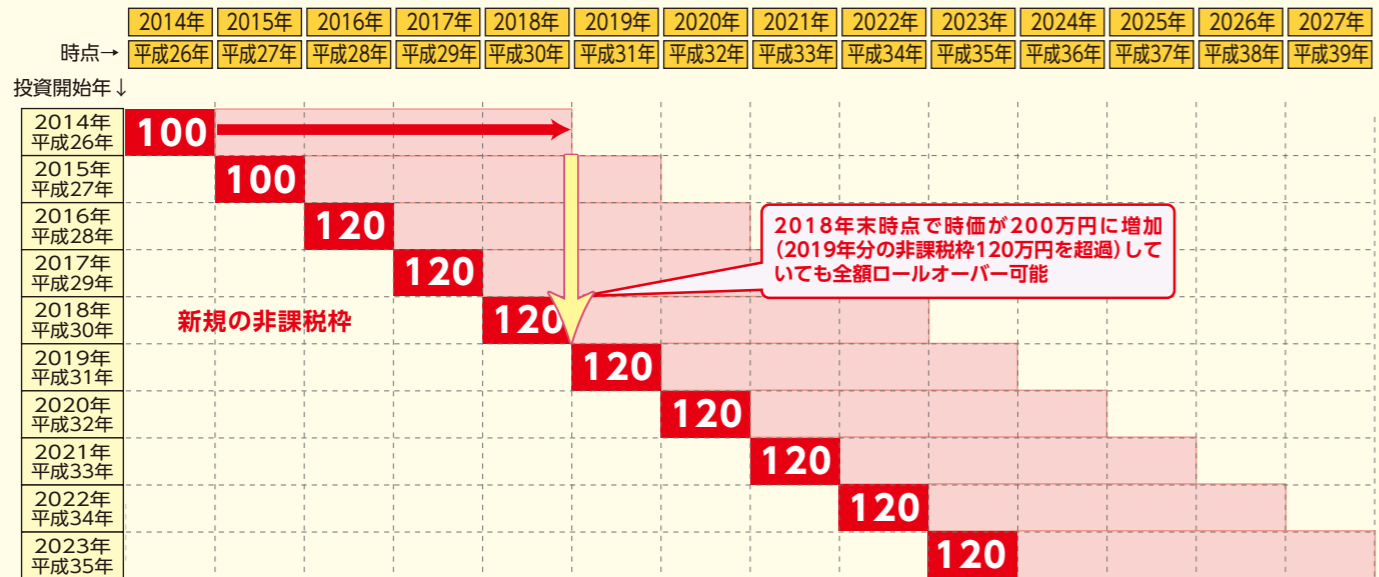
青森銀行

平成30年1月から 新しいNISAが始まります。

① 現行NISA・ジュニアNISAのロールオーバー限度額が撤廃 改正

● 現行NISA・ジュニアNISA制度の改正点

平成26年にNISAで購入した投資信託が5年間の非課税期間満了後に平成31年の非課税枠に移管(ロールオーバー)できる限度額は、値上がりした場合でも、120万円まででしたが、今回の改正で全額移管が可能となります(下記参照)。これはジュニアNISAについても同様で、ジュニアNISA利用期間内にロールオーバーする場合、成人NISAへ切り替わった後にロールオーバーする場合のいずれも全額移管できることとなります。



(注) 図中の金額はロールオーバーによらない原則の非課税枠(単位:万円)を示す。

② つみたてNISAが新設 新設

平成29年10月から申込みスタート! 平成30年1月より積立スタート!!

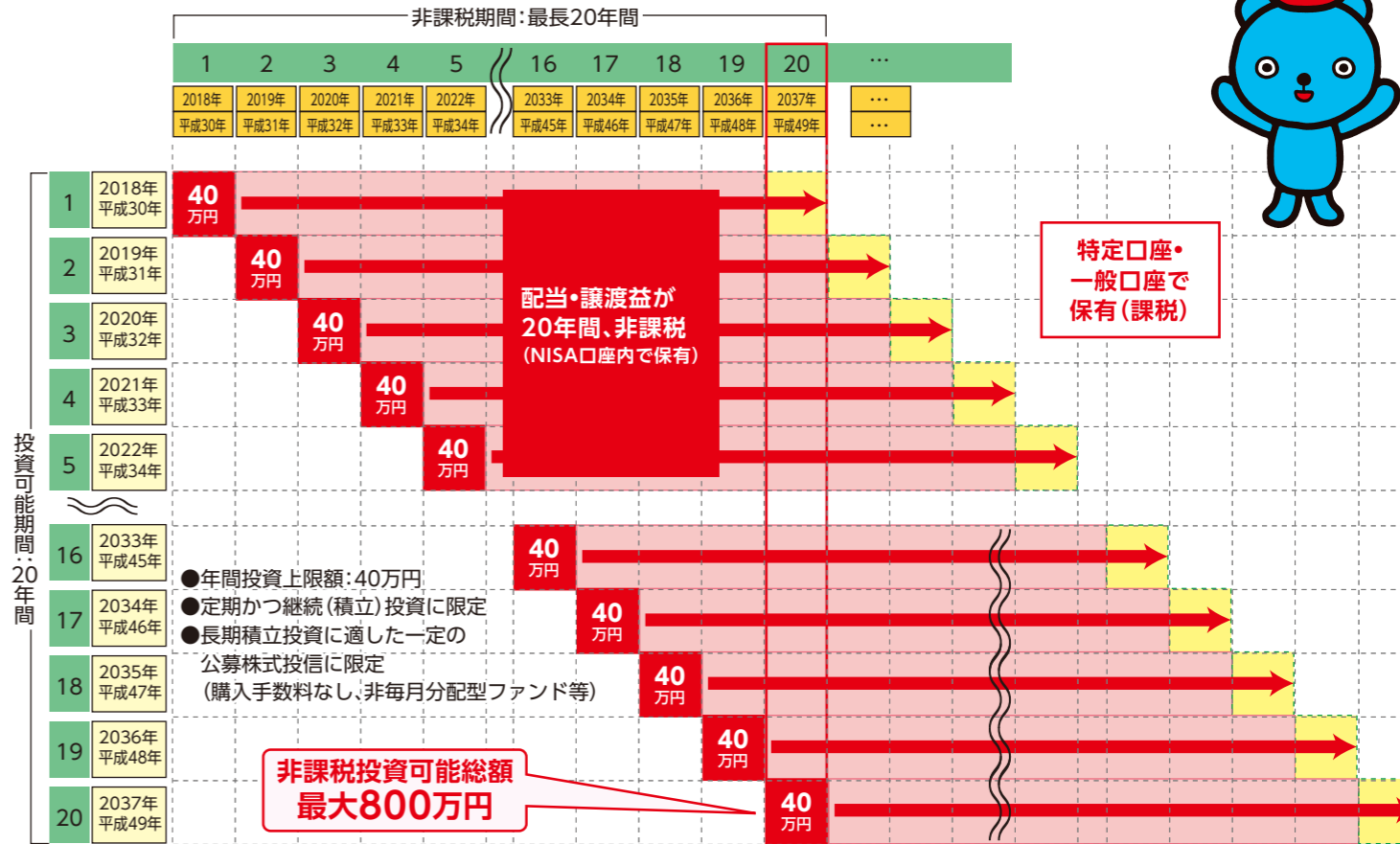
つみたてNISAとは? 長期・積立・分散投資を通じた家計の安定的な資産形成をサポートする非課税制度です。

つみたてNISA 5つのポイント

- POINT ① 非課税投資枠は、毎年40万円まで(20年間で最大800万円)となります
- POINT ② 公募株式投資信託の譲渡所得・配当所得が最長20年間非課税となります ※注①
- POINT ③ 対象商品は一定の条件を満たす投資信託に限られます
- POINT ④ 定期・定額での積立投資となります
- POINT ⑤ つみたてNISAと一般NISAとは1年毎の選択となり同年に併用はできません

※注① 制度期間平成30年から平成49年までの20年間。

つみたてNISAのイメージ



(出所:平成28年12月8日発表の平成29年度与党税制改正大綱より作成)

事項	一般NISA	つみたてNISA 新設	ジュニアNISA
利用できる年齢	20歳以上	20歳以上	0歳~19歳
年間非課税投資枠	120万円	40万円	80万円
非課税投資総額	600万円 (120万×5年)	800万円 (40万×20年)	400万円 (80万×5年)
投資対象	上場株式等(ETF・REIT含む)、 公募株式投資信託	信託期間が20年以上、 非毎月分配型等の 公募株式投資信託など	上場株式等(ETF・REIT含む)、 公募株式投資信託
投資可能期間	2014年1月1日~ 2023年12月末まで	2018年1月~ 2037年12月末まで	2016年4月~ 2023年12月末まで ※2023年以降も口座開設者が 20歳に到達するまでは 非課税保有を継続可能
非課税運用期間	投資した年から 最長5年間 (ロールオーバー可能)	投資した年から 最長20年間	投資した年から 最長5年間 (ロールオーバー可能)
払出制限	なし	なし	18歳まで途中払出に制限 (災害等やむを得ない場合は 非課税での払出が可能)
口座名義人	本人	本人	子
運用口座の管理	本人	本人	親権者等が代理
金融機関変更	可能	可能	不可

⚠ 「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制となります。